

岡崎市農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 岡崎市農地集積・集約化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）は、担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の3(1)に規定する地域集積協力金交付事業、実施要綱第3の3(2)に規定する集約化奨励金交付事業及び実施要綱第3の3(3)に規定する経営転換協力金交付事業に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、実施要綱、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象及び単価）

第2条 第1条に規定する事業を、補助金交付の対象として、市長が認める事業（以下「補助対象事業」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の種類及び単価は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業主体」という。）は、別表に定める補助金の種類に応じた交付申請書兼請求書（様式第1号～様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長が定める時期までに交付申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第4条 第3条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、第3条に規定する補助金交付の申請があったときは、当該補助金に係る書類を審査し、適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、事業主体に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 事業主体が、規則第10条の規定に基づき行う実績報告は、第3条に規定する補助金の交付申請をもってこれに替えるものとする。

(補助金の額の確定)

第 7 条 規則第11条の規定に基づき行う補助金の額の確定は、第 5 条に規定する補助金の交付決定の通知をもってこれに替えるものとする。

(補助金の交付)

第 8 条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、交付するものとする。

(補助金の返還)

第 9 条 事業主体が、実施要綱第 3 の 2 別記 3 第 5 の 6、第 6 の 5、第 7 の 5 の規定に該当することが明らかになった場合には、速やかに返還の手続きを行うものとする。

(書類等の保管)

第10条 事業主体は、交付事業に係る証拠書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年12月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月31日をもってその効力失う。

附 則

この要綱は、平成25年 5 月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 6 月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 3 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年12月27日から施行し、令和 3 年12月20日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

事業名	補助対象事業	補助金の種類	単価
機構集積協力金交付事業	実施要綱第3の3別記3に基づいて行う事業	経営転換協力金	- 令和4年度及び令和5年度 1.0万円/10a 上限額25万円/戸 - 令和4年度及び5年度は、地域集積協力金交付事業又は集約化奨励金交付事業と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象とする。
		地域集積協力金	交付対象期間内における農地中間管理機構（以下「機構」）の活用率¹⁾に応じた交付単価に交付対象面積²⁾を乗ずる。 ただし、前年度以前に地域集積協力金の交付（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）を受けており、かつ、再度交付申請する地域については、前回交付を受けた区分より高い区分で申請とすることとする。（実施要綱別記3別表1の2に掲げる区域は除く） - 一般地域交付単価 a. 機構活用率20%超40%以下：1.0万円/10a b. 機構活用率40%超70%以下：1.6万円/10a c. 機構活用率70%超80%以下：2.2万円/10a d. 機構活用率80%超：2.8万円/10a - 中山間地域交付単価 a. 機構活用率4%超15%以下：1.0万円/10a b. 機構活用率15%超30%以下：1.6万円/10a c. 機構活用率30%超50%以下：2.2万円/10a d. 機構活用率50%超80%以下：2.8万円/10a e. 機構活用率80%超：3.4万円/10a

		集約化奨励金交付事業 ・「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地については0.5ha以上。以下同じ。）の団地面積の割合が目標年度までに10ポイント以上増加する場合：1.0万円/10a ・「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が目標年度までに20ポイント以上増加する又は同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の「地域」において、同一の耕作者が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が目標年度までに1.5倍以上となる場合：3.0万円/10a
--	--	---

1) 活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出する。

$$\text{機構の活用率（累積）} = \frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構の農作業委託総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

注1：「機構への貸付総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積（再貸付面積を含む合計面積）とする。

注2：「機構の農作業委託総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構を通じて農作業委託した農地の総面積（委託を解消したものを除く）とする。

注3：分母となる「「地域」の農地面積」については、地域ごとの担い手への農地集積・集約化の取組を考慮し、例えば、市民農園、研修用農場、試験研究用農場、施設園芸用地等の面積を除いた面積とすることができる。

2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出する。

$$\begin{aligned} \text{交付対象面積（貸付）} &= \text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積} \\ &\quad - \text{貸付期間6年未満の農地面積} \end{aligned}$$

$$\text{交付対象面積（委託）} = \text{対象期間内の農作業委託面積}$$

注 1 : 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正する法律（令和元年法律第12号）附則第 4 条に基づく権利及び義務の継承の対象となった農地については、交付対象面積の算定に当たり「対象期間内の貸付面積」から除くものとする。なお、1)の機構の活用率の算出の際は、当該農地を含めるものとする。

注 2 : 「対象期間内の貸付面積」とは、事業実施年度の前年度の 3 月から事業実施年度の 2 月末までに機構に貸し付けられた農地面積とする。

また、機構に貸し付けられた遊休農地については、「対象期間内の貸付面積」から除くものとしませんが、当該遊休農地と隣接する農地の耕作者が当該遊休農地を借り受ける場合に限り、「対象期間内の貸付面積」に含めることができるものとする。

なお、この取扱いは、「対象期間内の農作業委託面積」についても、同様とする。

注 3 : 「再貸付等面積」とは、対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けられ、又は機構を通じて農作業委託されたことのある農地で、機構との貸借（委託）期間の満了又は合意解約等の後、再度、機構に貸し付けられた農地の面積とする。

注 4 : 「対象期間内の農作業委託面積」とは、対象期間内の貸付面積以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の 3 月から事業実施年度の 2 月末までに機構を通じて農作業委託した農地面積とする。ただし、地域集積協力金（令和元年度から令和 3 年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けたことのある農地は対象外とする。

(様式第1号)

経営転換協力金交付申請書兼請求書

(宛先)岡崎市長

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、岡崎市農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により補助金の額が確定された場合は、本書をもって下記の額を交付されたく請求します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと、協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日		年 月 日		
交付申請者欄	フリガナ					
	氏 名	()				
	()本人(代表者)が手書きしない場合は記名押印してください。					
	住 所	(〒 -) 愛知 都道 岡崎 市区 府県 町村				
電 話	— —		F A X	— —		

(1) 経営面積

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

(2) 廃止する農業部門

機構への貸付前に経営していた農業部門

番号	品目



廃止する農業部門

番号	品目

番号欄には、以下の農業部門番号を記載して、品目を記入してください。

土地利用型作物 露地野菜等 施設野菜
露地果樹 施設果樹 露地花き
施設花き 茶 牧草 サトウキビ
その他(上記以外の農業生産部門)

(3) 交付申請面積および交付申請金額〔(1)の自作地の内数〕

所 在	地 番	地目	面 積
			m ²
			m ²
			m ²
合計面積			m ²
交付申請面積 (a 単位)			a

「交付申請面積」はa単位とし、1a未満は切り捨ててください。

記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

それぞれの面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。

遊休農地は交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額		円
--------	--	---

(4) 耕作を続ける農地

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

農業委員会記入欄

遊休農地の 所有の有無		(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(該当しない場合は申請できません。)	☐ 該当する
----------------	--	---	-------------------------------

(5) 個人情報の取り扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	☐ 同意する
----------------------------	-------------------------------

(6) 機構集積協力金の振入口座

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金						店・所		出張所					
	金融機関コード													
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金			口座番号								
	郵便局	記号					(当座) 番号							
口座名義人		(ふりがな) 氏名												

(7) 添付書類

様式第1号別添

(様式第1号別添)

個人情報の取扱い

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱い」について」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ずご記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要な最小限度内において提供する場合があります。

事業等 （注1）	農地集積・集約化対策事業、人・農地問題解決加速化支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、経営体育成支援事業、中山間地農業リネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等 （ その他助すべき事業等がある場合は助すること）
関係機関 （注2）	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体、土地改良事業団体連合会、愛知県農業協同組合中央会 （ その他助する機関があれば助すること）

(様式第2号)

経営転換協力金交付申請書兼請求書

(宛先)岡崎市長

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、岡崎市農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により補助金の額が確定された場合は、本書をもって下記の額を交付されたく請求します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと、協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名	()			
	()本人(代表者)が手書きしない場合は記名押印してください。				
	住所	(〒 -) 愛知 都道 岡崎 市区 府県 町村			
電話	— —		FAX	— —	

(1) 経営面積

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

特定農作業委託を行っている農地は自作地に含まれます。

(2) 交付申請面積および交付申請金額〔(1)の自作地の内数〕

所在	地番	地目	面積
			m ²
			m ²
			m ²
			m ²
合計面積			m ²
交付申請面積 (a単位)			a

記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
それぞれの面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。
遊休農地は交付申請面積に含めることはできません。

「交付申請面積」はa単位とし、1a未満は切り捨ててください。

交付申請金額		円
--------	--	---

(3) 耕作を続ける農地

自作地	
	m ²

耕作等を続ける農地は 10a 未満である必要があります。(特定農作業委託を行っている農地も自作地に含みます。)

借地や特定農作業受託している農地がある場合には、これらを解除する必要があります。

農業委員会記入欄

遊休農地の 所有の有無		(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(該当しない場合は申請できません。)	☐ 該当する
----------------	--	---	-------------------------------

(4) 個人情報の取り扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	☐ 同意する
----------------------------	-------------------------------

(5) 機構集積協力金の振込口座

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金				店・所				出張所							
	金 融 機 関 コ ー ド															
	預金・貯金の種類				普通預金・当座預金				口座番号							
	郵便局		記号						(当座) 番号							
口座名義人		(ふりがな) 氏名														

(6) 添付書類

様式第2号別添

(様式第2号別添)

個人情報の取扱い

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱い」について」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ずご記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要な最小限度内において提供する場合があります。

事業等 （注1）	農地集積・集約化対策事業、人・農地問題解決加速化支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、経営体育成支援事業、中山間地農業リネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等 （ その他助すべき事業等がある場合は助すること）
関係機関 （注2）	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体、土地改良事業団体連合会、愛知県農業協同組合中央会 （ その他助する機関があれば助すること）

(様式第3号)

地域集積協力金交付申請書兼請求書

(宛先)岡崎市長

地域集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、岡崎市農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により補助金の額が確定された場合は、本書をもって下記の額を交付されたく請求します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日		年 月 日		
交付申請者欄	フリガナ					
	地域名					
	フリガナ					
	代表者氏名	()				
	()本人(代表者)が手書きしない場合は記名押印してください。					
	住所又は所在地	(〒 -) 都道府県 市区町村				
電話	— —		FAX	— —		

(1) 交付申請面積および交付申請金額

耕作地番	土地所有者(氏名)	所在地番	地目	対象期間内貸付面積(m ²)	再貸付面積(m ²)	対象期間前既貸付面積(m ²)	交付対象農地面積(m ²)	新たな担い手に集積 ^{注3} は○を記入
機構への貸付総面積(m ²) A								
機構の農作業委託総面積(m ²) B								
「地域」の農地面積(m ²) C								
機構の活用率(%) (A+B) / C × 100 (m ²)								
交付対象農地面積(m ²) D								
交付対象農地面積(a) E								
一般地域	☐	20%超 40%以下	☐	40%超 70%以下	☐	70%超 80%以下	☐	80%超
中山間地域	☐	4%超 15%以下	☐	15%超 30%以下	☐	30%超 50%以下	☐	50%超 80%以下
	☐	80%超						

注1 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

注2 各筆の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。

注3 「新たな担い手に集積」とは、機構に貸し付けられた日の前年度の3月末時点から機構へ貸し付けられるまでの間、継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作していた農地が機構を介して担い手に貸付け等されることをいいます。

交付申請金額	円
--------	---

一般地域交付単価	中山間地域交付単価
20%超 40%以下 10,000 円/10a	4 %超 15%以下 10,000 円/10a
40%超 70%以下 16,000 円/10a	15%超 30%以下 16,000 円/10a
70%超 80%以下 22,000 円/10a	30%超 50%以下 22,000 円/10a
80%超 28,000 円/10a	50%超 80%以下 28,000 円/10a
	80%超 34,000 円/10a

(2) 地域集積協力金の使途

使途内容	金 額
	円
	円
合 計	円

(3) 機構集積協力金の振込口座

金 融 機 関 店 舗 名 等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫		店・所		出張所	
	農業協同組合 連合会 農林中金					
	金 融 機 関 コ ー ド					
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号			
	郵便局	記号		(当座) 番号		
口座名義人		(ふりがな) 氏名				

(4) 添付書類

- ア 様式第3号別添
- イ 交付対象「地域」の範囲がわかる地図
- ウ 「地域」の規約等
- エ 「地域」における人・農地プランの話し合いに係る議事録
(下記の項目について地域の同意が明らかになっていること)
- (ア) 地域集積協力金の使途や執行計画
- (イ) 地域集積協力金の管理方法
- (ウ) 議事録署名者
- オ その他岡崎市長が必要と認める書類

(様式第3号別添)

個人情報の取扱い

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注1)	農地集積・集約化対策事業、人・農地問題解決加速化支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、経営体育成支援事業、中山間地農業レネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等 (その他助すべき事業等がある場合は助すること)
関係機関 (注2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体、土地改良事業団体連合会、愛知県農業協同組合中央会 (その他助する機関があれば助すること)

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年 月 日

(法人・組織名)

氏名(代表者名) ()

()本人(代表者)が手書きしない場合は記名押印してください

(様式第4号)

集約化奨励金交付申請書兼請求書

(宛先)岡崎市長

集約化奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、岡崎市農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により補助金の額が確定された場合は、本書をもって下記の額を交付されたく請求します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	地域名				
	フリガナ				
	代表者氏名	()			
		()本人(代表者)が手書きしない場合は記名押印してください。			
	住所又は所在地	(〒 -) 都道府県 市区町村			
電話	— —	FAX	— —		

(1) 交付申請面積および交付申請金額

農地中間管理機構に貸し付けた農地					
耕作地番	土地所有者 (氏名)	所在地番	地目	農地面積 (㎡)	対象期間内の転貸面積 (㎡)
小計					
農地中間管理機構に貸し付ける予定の農地					
耕作地番	土地所有者 (氏名)	所在地番	地目	農地面積 (㎡)	対象期間内の転貸面積 (㎡)
小計					
交付対象農地面積(転貸)(㎡) C					
交付対象農地面積(転貸)(a) D					
☐ 交付要件 アに該当 ☐ 交付要件 イ又はウに該当					

注1 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

注2 各筆の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。

交付申請金額	円	交付単価 交付要件アの場合 10,000 円/10a 交付要件イ又はウの場合 30,000 円/10a

(2) 集約化奨励金の使途

使途内容	金 額
	円
	円
合 計	円

(3) 機構集積協力金の振込口座

金 融 機 関 店 舗 名 等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金				店・所				出張所							
	金 融 機 関 コ ー ド															
	預金・貯金の種類				普通預金・当座預金				口座番号							
	郵便局		記号						(当座) 番号							
	口座名義人		(ふりがな) 氏名													

(4) 添付書類

- ア 様式第4号別添1
- イ 交付要件を満たしていることがわかる書類（様式第4号別添2又は様式第4号別添3）
- ウ 交付対象「地域」の範囲がわかる地図
- エ 「地域」の規約等
- オ 「地域」における話し合いに係る議事録
（下記の項目について地域の同意が明らかになっていること）
 - (ア) 集約化奨励金の使途や執行計画
 - (イ) 集約化奨励金の管理方法
 - (ウ) 議事録署名者
- カ その他岡崎市長が必要と認める書類

(様式第4号別添)

個人情報の取扱い

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注1)	農地集積・集約化対策事業、人・農地問題解決加速化支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、経営体育成支援事業、中山間地農業リネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等 (その他助すべき事業等がある場合は助すること)
関係機関 (注2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体、土地改良事業団体連合会、愛知県農業協同組合中央会 (その他助する機関があれば助すること)

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年 月 日

(法人・組織名)

氏名(代表者名) ()

()本人(代表者)が手書きしない場合は記名押印してください

（様式第4号別添2）
集約化奨励金 団地面積の割合が 10 ・ 20 ポイント以上増加（どちらかに○）

事業実施前における担い手へ1ha以上の団地農地					事業実施後における担い手へ1ha以上の団地農地				
団地番号	担い手 （氏名）	所在、地番	地目	面積 （㎡）	団地番号	担い手 （氏名）	所在、地番	地目	面積 （㎡）
1					1				
小 計					小 計				
小 計					小 計				
小 計					小 計				
小 計					小 計				
合 計					合 計				

地域の農振区域内の農地面積（㎡）

A	地区内農地面積	
B	実施前の1haの団地農地面積	0
C（B / A）	実施前の1haの団地農地面積の割合	#DIV/0!
D	実施後の1haの団地農地面積	0
E（D / A）	実施後の1haの団地農地面積の割合	#DIV/0!
E - C	増加ポイント	#DIV/0!

【記載上の注意】
段が不足する場合には適宜追加して下さい。
担い手が耕作（所有権、賃借権、特定農作業受託）する1ha以上の団地ごとに記載してください。
農地面積は、「地域」内の農振区域内の農地面積を農地台帳に基づき記載してください。

(様式第 4 号別添 3)

集約化奨励金 担い手の平均面積が1.5倍

(担い手の 1 h a 以上の団地面積の割合が30%以上の地域のみ)

事業実施前における担い手が耕作する団地ごとの農地				
団地 番号	担い手 (氏名)	所在、地番	地目	面積 (m ²)
1				
小 計				
小 計				
小 計				
小 計				
合 計				

地域の農振区域内の農地面積 (m ²)
224,604

A	地区内農地面積	
B	実施前の1haの団地農地面積	0
C (B / A)	実施前の1haの団地農地面積の割合	#DIV/0!
D	実施前の担い手が耕作する農地の団地数	
E	実施前の担い手が耕作する農地面積	
F (E / D)	事業実施前の平均農地面積	#DIV/0!
G	実施後の担い手が耕作する農地の団地数	
H	実施後の担い手が耕作する農地面積	
I (H / G)	実施後における平均農地面積	#DIV/0!
	増加割合	#DIV/0!